

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月20日県営詫間仁尾地区中山間地域総合整備事業（丸山工区）に係る換地処分をした。

平成21年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀